

# おおいた医療ネットワーク運用管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、おおいた医療ネットワーク運営協議会（以下、「当該協議会」という。）が管理運営する「おおいた医療ネットワークシステム」（以下、「おおいた医療ネット」という。）の安全かつ合理的な運用を図り、あわせて、個人情報の適正な管理を図るために、当協議会セキュリティポリシー基本方針および個人情報保護方針に則り必要な事項を定めるものである。

## (管理体制)

第2条 おおいた医療ネットの管理運営にあたり、事業管理者を置くこととし、当該協議会会長をもってその任に充てる。

- 2 おおいた医療ネットを円滑に運用するため運用業務に責任を持つ運用責任者を置き、当協議会運営委員会委員長をもってその任に充てる。
- 3 この規定で取り扱うおおいた医療ネットの運用に関する庶務は当協議会事務局において処理する。

## (事業管理者の責務)

第3条 事業管理者は、おおいた医療ネットが支障なく適切に運用される環境を整備しなければならない。

- 2 事業管理者は、おおいた医療ネット利用者会員（以下「利用者会員」という。）または患者等から、おおいた医療ネットについての相談・苦情があった場合は、適切かつ迅速な対応を講じなければならない。
- 3 事業管理者は、おおいた医療ネットが適切かつ安全に利用されているかどうかの利用状況（ログ等の接続履歴等）について、定期的に検査を行い、何らかの不正行為および改ざん行為等が確認された場合、ならびに著しく不正行為等に関する疑義が生じるような事象が確認された場合は、その行為ならびに疑義が生じた当事者に対し、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業管理者は、当協議会に対し利用者会員または患者等から、おおいた医療ネットの不正利用等がないか、利用状況（ログ等の接続履歴等）について情報開示請求がなされた場合は、その請求者に対しすみやかに情報開示を行うものとする。
- 5 事業管理者は、おおいた医療ネットにおける医療情報に関する何らかの事故が生じた場合、その事故との関連がある連携システムの運営者と協力して、すみやかに、患者、利用者、他の連携システムの運営者等の全関係者に対し、事故に関する情報開示および説明を行わなければならない。

## (運用責任者の責務)

第4条 運用責任者は、おおいた医療ネットが安全かつ正常に稼働できるよう、システムの保守運用管理を委託する業者と連携し、システムの運転状態を監視するとともに、障

害発生時にはすみやかに復旧対応を行わなければならない。

- 2 運用責任者は、おおいた医療ネットが適切かつ安全に運用できるよう、システムの保守運用管理を委託する業者と連携し、システムの利用状況（ログ等の接続履歴等）の記録・確認を行う。なお、当協議会に対し利用者会員および患者等から、システムの不正利用等がないか利用状況について情報開示請求がなされた場合は、事業管理者にすみやかに報告を行うとともに、事業管理者の指示のもと、情報開示に必要な事務手続きを行わなければならない。
- 3 運用責任者は、利用者会員に関する、申請書の管理、システムへの登録・変更管理を行う。
- 4 運用責任者は、おおいた医療ネットの利用許可及びユーザーID（施設管理者ID及び医療従事者ID）、パスワードの発行・管理を行う。
- 5 運用責任者は、患者の登録に関する同意書の管理及び「おおいた医療ネットカード」の発行・管理を行う。
- 6 運用責任者は、利用者会員に対し、利用開始前の研修や、個人情報保護に関する啓発・教育を行う。
- 7 運用責任者は、利用者会員（施設管理者及び医療従事者も同様とする。）において、何らかの不正行為および改ざん行為等が確認された場合、並びに著しく不正行為等に関する疑義が生じるような事象が確認された場合は、事業管理者にすみやかに報告を行うとともに、事業管理者の指示のもと、必要な対策と措置を行わなければならない。
- 8 運用責任者は、おおいた医療ネットの運用状況およびシステム利用状況（ログ等の接続履歴等）について、事業管理者へ定期的に報告を行わなければならない。
- 9 おおいた医療ネットを通して医療情報に関する何らかの事故が生じた場合、事業管理者の指示のもと、必要な事務処理および手続きを行わなければならない。

（問い合わせ窓口）

第5条 おおいた医療ネットの管理運営および個人情報の取り扱い等に関して、利用者および患者等からの相談や苦情を受け付け、適切かつ迅速な対応を行うため、当該協議会事務局に問合せ窓口を設置し、責任者を置くこととし、事務局長をもってその任に充てる。

（利用者会員登録等）

第6条 利用希望者は「おおいた医療ネット利用者会員申込書」（様式第1号）を、当該協議会に提出しなければならない。

第7条 運用責任者は前条の申込書が提出された場合、利用希望者とシステム設定等について協議を行う。協議後、会長承認を得た上で、運用責任者は利用者会員登録を行い、「おおいた医療ネット利用者会員登録通知書」（様式第2号）により利用希望者に通知する。

- 2 前項の通知を受領した利用者会員は、施設におけるシステムの管理者（以下「施設管理者」という。）及び医療従事者の ID 登録を「ユーザーID 登録申込書」（様式第 3 号）により運用責任者へ申込みしなければならない。

（賛助会員）

第 8 条 賛助会員申し込み希望者は「おおいた医療ネット賛助会員申込書」（様式第 4 号）を、当該協議会に提出しなければならない。

（ユーザー及びユーザーID）

第 9 条 ユーザーは施設管理者及び医療従事者（以下「ユーザー」という。）とし、ユーザーID は次のとおりとする。

- （1）施設管理者 ID

施設におけるシステムの管理者 ID で管理端末からシステムへのログイン用

- （2）医療従事者 ID

医療情報閲覧者の ID で閲覧端末からシステムへのログイン用

- 2 運用責任者は第 7 条第 2 項の申込みに基づき ID 登録を行い、「ユーザーID 登録及び仮パスワード発行通知書」（様式第 5 号）により、利用者会員に対してユーザーID（施設管理者 ID 及び医療従事者 ID）、仮パスワードの通知を行うものとする。
- 3 利用者会員は施設管理者及び医療従事者に前項のユーザーID 及び仮パスワードの通知を行うものとし、通知を受けた管理者及び医療従事者はすみやかに仮パスワードの変更をしなければならない。

（施設端末カード）

第 10 条 運用責任者は第 9 条第 2 項の通知の際に、管理端末及び閲覧端末へログインするための「施設端末カード」を発行するものとする。ただし第 11 条の規定により施設管理者が医療従事者 ID 登録を行う場合は閲覧端末へログインするための「施設端末カード」の発行はしない。

（医療従事者 ID の特例）

第 11 条 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、おおいた Link 開示施設等の医療従事者 ID、仮パスワードについてシステムの運用上特に必要があると認められる場合は施設管理者において医療従事者 ID の登録ができるものとする。この場合、運用責任者からの権限の委任があったものとし、第 7 条第 2 項の医療従事者の ID 登録の申込みは行わないものとする。

- 2 前項の規定により施設管理者において医療従事者の ID 登録をした場合、施設管理者はすみやかに運用責任者へ「ユーザーID 登録報告書」（様式第 6 号）にて報告を行うものとする。

(ユーザーの認証等)

第 12 条 ユーザーは、おおいた医療ネットを利用する際に、必ず ID およびパスワードで自己の認証を行わなければならない。

2 ユーザーは、自己の ID およびパスワードを他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法で ID およびパスワードを管理してはならない。

3 ID およびパスワードの誤った管理により他人に漏洩した場合や漏洩した可能性があると推測される場合は、すみやかにシステム上、もしくは、「パスワード初期化依頼書」(様式第 7 号) でパスワードの再発行依頼を行うことによりパスワードの変更を行うとともに運用責任者に状況の報告をしなければならない。

4 ユーザーが、正当な ID およびパスワード等の管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、利用者会員または参加施設の責任者が責任を負うものとする。

(ユーザーIDの取り消し)

第 13 条 運用責任者は、ID 等の交付を受けたユーザーが次の事項のいずれかに該当した場合は、ID 等の取り消しをすることができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 医療情報等の取扱が不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(登録内容の変更)

第 14 条 利用者会員は、利用者会員及びユーザー(以下「利用者会員等」という。)の登録情報の内容に変更が生じた場合は、すみやかに「利用者会員等登録内容変更届出書」(様式第 8 号)を提出しなければならない。

2 運用責任者は、前項の届出書の提出を受け、すみやかにシステムの登録内容の変更を行ない、変更終了後、その旨の連絡を利用者会員へ行う。

(パスワードの再設定)

第 15 条 施設管理者はユーザーがおおいた医療ネットを利用するためのパスワードを忘失した場合には、「パスワード初期化依頼書」(様式第 7 号)を運用責任者へ提出し、パスワードの再設定の依頼をしなければならない。

ただし、おおいた医療ネットのログイン用画面の案内に従い、パスワードの初期化依頼を行う場合はこの限りではない。

2 ユーザーはパスワード初期化後すみやかにパスワードの再設定(変更)をしなければならない。

(退会届)

第 16 条 利用者会員及び賛助会員はおおいた医療ネットから退会を希望する場合には、「利用者会員及び賛助会員退会届」(様式第 9 号)を提出しなければならない。

2 運用責任者は、前項の届が提出された場合はすみやかに利用者会員及び賛助会員の登録情報の削除をし、「利用者会員及び賛助会員退会通知書」(様式第 10 号)によ

り通知しなければならない。

- 3 前項の通知書を受けた利用者会員は管理端末等の当該協議会が提供した物品を指定する日までに返却しなければならない。

#### (利用者会員等の責務)

第 17 条 利用者会員等は、当該協議会が示す、運用および安全性に関する事項を理解し、遵守しなければならない。

- 2 利用者会員等は、おおいた医療ネットで得た個人情報を、おおいた医療ネットの事業目的以外での利用することや第三者への提供をしてはならない。

ただし、診療等の現場で、業務の必要に応じて、患者本人または患者家族の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 3 利用者会員等は、与えられたアクセス権限を越えた操作を行ってはならない。
- 4 利用者会員等は、おおいた医療ネットの個人情報等について、業務上知ることが必要な情報以外の情報を参照してはならない。
- 5 利用者会員等は、法令上の守秘義務の有無に関わらず、参照により知り得た情報を正当な理由なしに漏らしてはならない。異動、退職等により職務を離れた場合においても同様とする。
- 6 利用者会員等は、参照した情報を利用者端末や他の記録媒体へのダウンロードや、印刷をしてはならない。

#### (利用者会員等の申請書類の管理)

第 18 条 利用者会員等の登録、脱退等の申請書類の原本管理は運用責任者が当該協議会事務局において行うものとする。

#### (医療従事者用閲覧端末の利用環境)

第 19 条 閲覧端末については、パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定するものとする。また、不特定多数の者が出入する場所においては、必要に応じて偏光フィルム等による窃視防止措置を講ずるものとする。

- 2 利用者会員等は、悪意のあるソフトウェア等から保護するため、必ずウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新を行うものとする。
- 3 利用者会員等は、閲覧端末で使用しているオペレーティングシステムやパッケージソフト等のパッチなどの修正プログラムがメーカーより発行された場合、すみやかに適用しなければならない。
- 4 持ち運び可能な利用者端末（ノート PC、タブレット端末）については、ユーザーが所属する施設内での利用に限定することとし、利用していない時の管理については、物理的な施錠等による保管（鍵のかかる保管庫へ保管、ワイヤーロックの使用等）をするものとする。

ただし、やむを得ず患者宅等施設外へ持ち出す必要がある場合は、施設管理者におい

て記録を作成し保管しておかなければならない。なお、持ち出した際には置き忘れに留意し、常に目の届くところに置くなどの厳重な管理に努めるものとする。

- 5 閲覧端末とおおいた医療ネットとの接続環境は IP-VPN または IPsec+IKE 接続を基本とする。

(障害時の対応)

第 20 条 利用者会員等は、システムの異常や不正アクセスを発見した場合、すみやかに運用責任者に連絡し、その指示に従わなければならない。

- 2 利用者会員等はウイルスに感染またはその恐れを発見した場合は、ネットワークからユーザー端末を切り離すとともに、運用責任者へ連絡し、その指示に従わなければならない。

(障害時の責任範囲)

第 21 条 利用者会員等が、本規程等に定められた責務を果たさないことにより生じた、医療情報に関する事故については、その事故の原因が、当協議会の責めに帰する内容が明確に認められない場合で、かつ当該事故により患者、他の利用者、及び他の参加施設、並びに当協議会において何らかの損害が生じた場合に限り、当該利用者会員及びその所属施設がその損害補填に関する対応を行うものとする。

- 2 事故の原因が、当協議会の責めに帰する内容も認められる場合で、かつ当該事故により患者、他の利用者、および他の参加施設、並びに当協議会において何らかの損害が生じた場合には、当該事故の該当利用者会員等及びその所属施設と当協議会と協議の上、その損害補填に関する対応を行う。

(患者登録の同意)

第 22 条 患者情報をおおいた医療ネットへ登録する際には、「医療情報等の共有に関する同意書」(様式第 1 1 号)により患者登録の同意を取得しなければならない。

- 2 前項の同意書の取得は原則郵便によるものとし、運用責任者は患者情報の登録後「おおいた医療ネットカード」を発行し、患者へ原則郵便により直接送付するものとする。
- 3 登録患者より、個人情報の利用停止の希望があった場合には、「患者共有情報利用停止申出書」(様式第 1 2 号)により運用責任者が停止の手続きを行う。なお、運用責任者においては当該患者の基本情報自体はデータベースから削除せず、再度、当該システムに参加することが可能な状態とする。ただし、患者が登録情報自体の削除を希望する場合は、「患者情報削除申出書」(様式第 1 3 号)によりその旨を申し出るものとし、運用責任者は申出書の受領後すみやかに当該登録患者情報を削除しなければならない。
- 4 同意書等患者の申請書類の原本管理は事務局において保管を行うものとする。

第 22 条の 2 前条の規定にかかわらず、おおいた Link 開示施設においては、任意の様式により患者の同意取得をすることができるものとする。

なお、この場合、「おおいた医療ネットカード」を発行しないことも可能とする。

(患者情報の位置づけ)

第 23 条 おおいた医療ネットで取り扱う患者情報は 情報提供施設の情報の複製情報であり、その正確性・完全性を保証するものではない。そのため当該情報のみをもって診療を行ってはならない。

(おおいた医療ネットカード)

第 24 条 第 22 条第 2 項の規定により「おおいた医療ネットカード」発行の際に登録する患者情報は患者の基本情報を登録するものとする。

2 「おおいた医療ネットカード」を提示することにより当該施設に対する患者情報の共有の同意があったものとみなす。

3 患者が初めて「おおいた医療ネットカード」を提示し、管理端末のカードリーダーで読み取りをした際に当該施設の患者 ID (カルテ番号) を登録することで、患者の医療情報を「おおいた医療ネットカード」に紐づけするものとする。

(ネットワークの管理)

第 25 条 運用責任者は、安全かつ正常な稼働を維持するため、ネットワークの稼働状態を常に監視する対策を実施し、異常な動作、不適切なシステムへのアクセス等の検知に努めるものとする。

2 運用責任者は、定期的にログの収集を行い、ログを保管する。

3 利用可能なネットワーク (施設内ネットワーク) は、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠したものとする

(教育・訓練体制)

第 26 条 運用責任者は、おおいた医療ネットの取り扱いについてマニュアルを整備し、運用管理に携わる者に周知するものとする。

2 運用責任者は、おおいた医療ネットの運用管理に携わる関係者に、個人情報の取り扱い及び本ネットワークの安全な取り扱いに関する教育を行うものとする。

(業務委託の安全管理措置)

第 27 条 おおいた医療ネットの運用、保守等の業務を委託する場合は、次の要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ① 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- ② 委託事業者の責任者、委託内容、作業場所の特定
- ③ 提供されるサービスレベルの保証
- ④ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止

- ⑤ 業務上知りえた情報の守秘義務
- ⑥ 再委託に関する制限事項の遵守
- ⑦ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ⑧ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務

(災害等の非常時の対策)

第 28 条 災害、サイバー攻撃などにより一部医療行為の停止など医療サービス提供体制に支障が発生する非常時の連絡、復旧体制等を定め、運用管理に携わる関係者に周知をするものとする。

(利用者会員以外のものからの情報の提供)

第 29 条 利用者会員以外（検査センター等）のものから医療情報について提供を受ける場合は、別途、医療情報の提供に関する契約を締結し、提供を受けるものとする。

(検査センターの情報提供に関する同意)

第 30 条 検査センターの検査情報については、検査センターに検査を依頼する利用者が依頼した検査について、当該協議会に検査情報を提供することを同意する文書（様式第 1 4 号）を提出した場合に限り、当該協議会に属する他の利用者は検査センターから検査情報の提供をうけることができる。

(その他)

第 31 条 本規程に定めるもののほか、おおいた医療ネットの運営に関し必要な事項については、事業管理者が別に定める。

附則

1 本規程は令和 4 年 6 月 1 日より適用する。

2 「うすき石仏ねっと」運営協議会との連携に関する特例

「うすき石仏ねっと」カードが提示された場合、当該施設に対する患者情報の共有の同意があったものとみなし、連携情報について共有ができるものとする。

附則

(施行期日等)

本規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行し、第 22 条の 2 の規定は令和 7 年 1 月 1 日より適用する。